

再生可能エネルギーに関するセミナー及び意見交換会開催業務 委託に係る企画提案公募実施要領

1. 業務の目的

本県では、令和3年3月に「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」を策定し、主要施策に「地域振興や産業振興につながる再生可能エネルギーの導入促進と適切な維持管理の推進」及び「県民が一体となって取り組むための普及啓発」を掲げている。

本事業は、再生可能エネルギーを活用した地域振興の機運を醸成するため、地域の担い手である県民、事業者及び自治体職員を対象に、再生可能エネルギーに関するセミナー及び意見交換会を行い、「住民主体の再エネによる地域振興」や「再エネと地域の共生」について知見を広げてもらうことを目的とする。

2. 委託業務の内容等

(1) 業務名	再生可能エネルギーに関するセミナー及び意見交換会開催業務
(2) 委託期間	契約締結日から令和7年2月14日（金）まで
(3) 業務の内容	別添仕様書に定める業務の内容のとおり
(4) 契約上限金額	2,366千円（消費税及び地方消費税を含む。） セミナー開催にあたり一切の経費を含む。

3. 応募資格

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人又は個人事業主、特定非営利活動法人促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 島根県の区域内に事業所を有する者にあっては、県税の滞納がないこと。
- (7) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在

地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、島根県が別に定める手続きに基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (10) 委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有すること。
- (11) 発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

4. 募集に関するスケジュール、選定方法等

(1)募集期間	令和6年7月10日(水)から7月31日(水)まで。 企画提案募集要領は、県環境政策課ホームページで閲覧、ダウンロードが可能である。
(2)事前説明会	開催しない。
(3)質疑の受付期間	質疑がある場合は、企画提案質問票(様式第3号)にて令和6年7月10日(水)から7月19日(金)12時までにメール又は郵送(書留などの受付確認が可能な方法に限る。以下同じ。)により提出すること。
(4)質疑の回答方法	令和6年7月24日(水)までに県環境政策課ホームページに掲載する。なお、評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公な審査を行うために受け付けない。また、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わるもので、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容が含まれると県が判断した場合は、ホームページへの掲載はせず、個別に回答する場合がある。
(5)企画提案書等提出期間	令和6年7月10日(水)から7月31日(水)まで。 提出方法：持参又は郵送による。但し、提出は休日(島根県の休日を定める条例(平成元年3月25日条例第9号)第1条に規定する休日のことをいう。)を除く毎日8時30分から17時までの必着とする。

(6) 審査方法	<p>① 審査会を設置し、審査を行い委託予定事業者を選定する。なお、審査会の開催は非公開とする。</p> <p>② 審査会は、企画提案書を提出した者(以下、「提案者」という。)について、書類審査を実施し、最も評価が高かった者を委託予定事業者として選定する。なお、最も評価が高かった者が 2 者以上となった場合は、審査委員において合議のうえ決定する。</p> <p>③ 審査会は必要に応じ、提案者に対して説明を求める場合がある。</p> <p>④ 審査会は、主に下記の項目において審査を行う。</p> <p>⑤ 審査結果は、全提案者に書面により通知するが、選定の結果に対する質問及び異議申し立ては受け付けない。</p> <p>《審査項目》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的・趣旨</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的・趣旨を正しく理解し、反映されているか。 </td></tr> <tr> <td>企画提案に関する事項</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーについて理解を深める内容か。 ・目的を達成するための効果的な提案があるか。 </td></tr> <tr> <td>業務遂行能力に関する事項</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・類似事業の実績があるか。 ・国又は地方公共団体から委託されたオンラインセミナー・イベントの受託実績があるか。 ・実施手段・方法が具体的に提案されているか。 ・円滑な実施内容及びスケジュールが設定されているか。 ・実施にあたり十分な体制が整っているか。従事者に本業務を実施する能力・経験が豊富であるか。 </td></tr> <tr> <td>見積内容</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な見積り内容になっているか。 </td></tr> <tr> <td>女性活躍推進に関する事項</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)、しまね女性の活躍応援企業に該当するか。 </td></tr> </tbody> </table>	項目	事項	目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的・趣旨を正しく理解し、反映されているか。 	企画提案に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーについて理解を深める内容か。 ・目的を達成するための効果的な提案があるか。 	業務遂行能力に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・類似事業の実績があるか。 ・国又は地方公共団体から委託されたオンラインセミナー・イベントの受託実績があるか。 ・実施手段・方法が具体的に提案されているか。 ・円滑な実施内容及びスケジュールが設定されているか。 ・実施にあたり十分な体制が整っているか。従事者に本業務を実施する能力・経験が豊富であるか。 	見積内容	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な見積り内容になっているか。 	女性活躍推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)、しまね女性の活躍応援企業に該当するか。
項目	事項												
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的・趣旨を正しく理解し、反映されているか。 												
企画提案に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーについて理解を深める内容か。 ・目的を達成するための効果的な提案があるか。 												
業務遂行能力に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・類似事業の実績があるか。 ・国又は地方公共団体から委託されたオンラインセミナー・イベントの受託実績があるか。 ・実施手段・方法が具体的に提案されているか。 ・円滑な実施内容及びスケジュールが設定されているか。 ・実施にあたり十分な体制が整っているか。従事者に本業務を実施する能力・経験が豊富であるか。 												
見積内容	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な見積り内容になっているか。 												
女性活躍推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)、しまね女性の活躍応援企業に該当するか。 												
(7) 審査結果の通知	提案者に対し、令和 6 年 8 月上旬～中旬(予定)に通知する。												

○提出先及び問い合わせ先

〒690 - 0851 松江市殿町1番地

島根県環境生活部環境政策課 担当:飛

電話 : 0852(22)6237/FAX:0852(25)3830

E-mail : saiene@pref.shimane.lg.jp

5. 提出書類及び提出部数について

① 提出書類は下記のとおりとする

1	企画提案参加申込書(様式第1号)
2	企画提案書(様式第2号)
3	オンラインセミナー・イベント受託に係る契約書の写し
4	見積書 提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと
5	その他参考となる資料
6	会社(団体)概要及び定款
7	島根県税の滞納がないことの証明書
8	誓約書
9	決算書

② 提出部数等

上記(1)の1~6は、原本(正)1部とコピー(副)4部、7~9は、

原本1部を提出すること。

なお、提出書類は、ダブルクリップ留め、またはひも綴じとする。

6. 留意事項

(1) 参加申込書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。

- ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
- ・作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ・虚偽の内容が記載しているもの

(2) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められない
ので留意すること。

(3) 採用した提案は、県により内容の一部を変更することがある。

(4) 本要領に基づき提出された書類は返還しない。

(5) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。